

# 高齢者の生活を支援するために 「成年後見人制度」を活用する

1. 高齢者の生活を支える  
「成年後見制度」
2. 成年後見制度を学ぶ

平成26年9月25日

認定NPO法人 東葛市民後見人の会

理事 松原尚明

マンション管理士

防災士

理事 青木敏郎

CFP（日本FP協会認定）

1級ファイナンシャルプランニング技能士

平成26年9月25日

松原尚明

## 高齢者の生活を支える「成年後見制度」

成年後見制度が、平成14年4月に制度化されました。 現在までの推移と成年後見制度の概要を述べます。

高齢社会白書 平成24年度版

- ・ 高齢化率 全人口の中で65歳以上が占める割合 23.3%
- ・ 超高齢社会になっています。
- ・ 2060年の高齢化率の予想  
65歳以上 39.9% 2.5人に1人  
75歳以上 26.9% 4人に1人

介護保険法が平成12年4月に施行されました。

- ・ 高齢者にサービスを提供する方法が「措置」から「契約」へと改定されました。
- ・ 従来は「本人保護」の理念、改定では「自己決定の尊重とノーマライゼーション」等の新しい理念に変更されました。

成年後見制度の考え方（平成12年4月成年後見制度が施行）。

- ・ 高齢社会への対応と知的障害者・精神障害者などの福祉充実の観点から  
① 自己決定権の尊重 ② 残存能力の活用 ③ ノーマライゼーション  
の考え方が採用されました。
  - \* ノーマライゼーションとは、障害のある人も家庭や地域で通常の生活が出来るという社会福祉の考え方。
- ・ 「成年後見」「任意後見」「補助」の新しい制度を採用しました。
- ・ 身上配慮義務と市町村長に申立て権を認めました。
- ・ 基本的人権を保障します。 憲法13条  
全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- ・ 新制度の仕組みと特徴
  - a 3類型（後見、保佐、補助）の法定後見制度が認められました。
  - b 自己決定を尊重した任意後見制度が創設されました。
  - c 本人の意思尊重義務と身上配慮義務が定められました。
    - \* 本人の心身状態及び生活の状態を配慮する義務。
  - d 成年後見登記義務制度が新設されました。
  - e 市町村長が申立てをすることができるようになりました。  
これは、後見の社会化の1つの現れです。
- ・ 成年後見人・保佐人・補助人の任務について

- a 後見人などが行う事務  
身上監護事務(生活、療養、看護に関する事務)と財産管理事務
- b 家庭裁判所が適任者を選任します。
- c 新設された「補助人」の権限  
特定の法律行為(預貯金の管理、重要な財産処分、介護契約の締結等)について、  
家庭裁判所による個別の審判により代理権・取消権が付与されます。
- d 保佐人の代理権・同意権・取消権  
当事者の申立てによる「特定の法律行為」について家庭裁判所の個別の審判に  
より代理権等が付与されます。
- e 「成年後見人」の取消権の例外  
日常生活による行為  
自己決定の尊重の観点から日用品の購入その他日常生活に関する行為は、取消権  
の対象から除外されます。

#### 成年後見制度の利用が必要と考えられる対象者の推計

○ 認知症高齢者	4 6 2 万人 (推計)
○ 知的障害者	5 5 万人
○ 精神障害者	3 2 3 万人
合計	8 4 0 万人
総人口	1 億 2 7 0 0 万人
対象者割合	6. 6 1 %
○ 成年後見関係申立て件数	
平成 1 2 年度	9、0 0 7 件
2 3 年度	3 1、4 0 2 件
2 5 年 (1~1 2 月)	3 4、5 4 8 件
○ 第 3 者後見人	
平成 1 2 年度	1 0 %
2 2 年度	4 1 %
2 3 年度	5 2 %
2 5 年度	5 7 %

#### 成年後見制度の社会化

成年後見制度の運用を家庭のほかに「司法、行政、民間」が一体になって支えること。

#### 成年後見の今後の課題

- ・ 後見類型の利用に偏っていること。  
後見類型の案件が多く、補助類型が低迷していること。
- ・ 任意後見契約の利用が低迷していること。

- ・ 市町村長申立てが増加しています。この現象は後見の社会化の観点からの望ましいことです。今後は申立てが権利でなく、義務であることを明確にすべきです。
- ・ 親族後見の場合においても、家庭裁判所に選任された以上、公的責任を負います。つまり、親族相盗となり犯罪となる場合があります。

### 成年後見制度が社会に浸透してまいりました。

ある高齢者の判断能力が衰えて、自分の所有しているマンションの管理が出来ない事例があるとします。

その場合には、その高齢者は「法定後見制度」を利用することが出来ます。

法定後見制度は、本人の意思を尊重しながら最終的には社会の責任で判断能力の不十分な方を支えるセーフティーネットです。

### 法定後見制度について。

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所に本人やその親族などが申立てをして審判を得ることにより成立します。又、それに併せて後見人(本人を支援する人)を選任して貰います。

- 後見人はどのようなことをするのでしょうか。
  - ・ 後見人は、生活・医療・介護・福祉など本人の身の回りに気を配ります。
  - ・ 代理権・同意権・取消権を行使して、本人を支援し保護します。
  - ・ 後見人がすべきことは、法律の規定と家庭裁判所の審判によって決まります。
- 成年後見人を利用するための要件。
  - ・ 後見開始の審判がなされる要件。
    - a 本人・配偶者・4親等以内の親族（甥姪は3親等・従妹は4親等）から家庭裁判所に「後見開始の審判」の申立てがなされること（形式的要件）。
    - b 家庭裁判所により、精神上の障害により判断能力を欠く常況にあることに関する審査が行われること（実質的要件）。
    - c 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは職権で「成年後見人」を選任します。
    - d 家庭裁判所は、「成年後見監督人」を選任することができます。
 

成年後見監督人は、成年後見人の支援及び監督という役割を担います。
- 成年後見人となることが出来ないもの。
  - ・ 未成年者。
  - ・ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人。
  - ・ 破産者。
  - ・ 成年被後見人に対して訴訟をし、又は過去に訴訟をした者、その配偶者及び直系親族。

- ・ 行方の知れない者。
- 成年後見人の権限についての法律の規定。
  - ・ 財産管理権・代理権及び取消権という3つの権限を持ちます。  
従って、成年被後見人のした契約等の法律行為を取り消す（又は追認）することが出来ます。
- 成年後見人の代理権・取消権の対象となる行為。
  - ・ 狭義の財産管理を目的とする行為。
    - a 預貯金の管理、不動産の売買等の重要な財産の処分。
    - b 遺産分割、相続の承認又は放棄、不動産の賃貸契約の締結又は解除。
  - ・ 生活又は療養看護を目的とする法律行為。
    - a 介護サービスの利用契約、施設入所契約、医療契約の締結など。
  - ・ 法律行為の登記申請、要介護認定、財産に関する訴訟行為など。
- 成年後見人の代理権が制限される行為。
  - ・ 複数後見人がいる場合には、家庭裁判所は職権で共同して権限を行使すべきこと又は事務を分担して権限を行使すべきことを決めます。
  - ・ 居住用不動産の処分（売却、賃貸、抵当権の設定等）は、家庭裁判所の許可が必要です。
  - ・ 本人と利益が相反する行為は、代理できません。この場合には家庭裁判所が職権で特別代理人（又は成年後見監督人）を選任します。
  - ・ 身分行為（結婚・認知・離縁・遺言など）は代理権の対象とはなりません。
  - ・ 日用品の購入、その他日常生活に関する行為は代理権の対象とはなりません。
- 成年後見人が行う後見事務の範囲
  - ・ 財産管理事務。
    - a 現状を維持する行為。
    - b 利用改良を目的とする行為。
    - c 処分する行為。
  - ・ 身上看護事務（生活及び療養看護に関する事務）。
    - a 介護、生活維持に関する事務。
    - b 住居の確保に関する事務。
    - c 施設の入退去、処遇の監視に関する事務。
    - d 医療に関する事務。
    - e 教育・リハビリに関する事務。
  - \* 介護や看護等の事実行為は含まれません。
  - \* 成年被後見人が治療を受けることについては、本人に代わって同意をする権限はありません。
  - \* 成年後見人が善良なる管理者の注意義務を怠り、これが原因で本人に損害を与えた場合には、成年被後見人に対し損害賠償責任を負います。

## 任意後見制度について

任意後見制度は、平成11年に創設されました。

本人(委任者)が健常者のうちに、任意後見受任者に対し、精神上的障害により判断能力が不十分な状態になった場合における自己の生活、療養看護及び財産管理に関する事務の全部又は一部を委託し、委託事務について代理権を付与するという委託契約を結びます。

そして本人の判断能力が衰えて、家庭裁判所から任意後見監督人が選任されたときから効力が生じます。

委託事務は、身上看護事務と財産管理事務の全部又は一部に関する代理行為です。

- 任意後見契約から効力発生までの流れ。
  - ① 任意後見契約の締結。
    - ・ 公証人が契約締結の登記を登記所に嘱託します。
  - ② 判断能力が低下します。
  - ③ 任意後見監督人の申立てをします。
    - ・ 任意後見受任者が家庭裁判所に申立てを行います。
  - ④ 家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任します。
    - ・ 家庭裁判所が「任意後見監督人」の登記を嘱託します。
    - \* 任意後見監督人の選任前は、「任意後見受任者」、選任後は「任意後見人」と言います。
    - \* 任意後見では、a 任意後見契約を結んだ時点と b 任意後見監督人が選任された時点の2回登記されます。
- 任意後見人の行う事務。
  - ・ 任意後見契約で定められた代理権の範囲の事務を行います。
  - ・ 任意後見契約は、代理権を付与する契約です。
  - ・ 介護サービス・家事援助サービス等の事実行為は対象外です。
  - ・ 一身専属権（結婚離婚、遺言の作成等）は、含まれません。
  - ・ 任意後見人は、善管注意義務と身上配慮義務（本人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません）を負っています。
  - ・ 一般的に契約締結時に、報酬に関する規程及び時期を決めておきます。
  - ・ 任意後見人には取消権を付与することは出来ません。
- 任意後見監督人の職務。
  - ・ 任意後見人を監督して家庭裁判所に定期的に報告すること。
  - ・ 急迫な事情が生じた場合には、任意後見人の代理権の範囲内で必要な処分をします。
  - ・ 任意後見人と本人の利益が相反した行為について、本人を代理します。

- ・ 任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が本人の財産の中から相当な額を定めて任意後見監督人に付与します。
  - \* 家庭裁判所は、任意後見人に対し直接報告を求めることはありません。
- 任意後見契約の終了。
  - ・ 任意後見契約が解除される場合。
    - a 任意後見監督人の選任前の解除は、本人又は任意後見受任者はいつでも公証人の認証を受けた書面により解除できます。
    - b 任意後見監督人の選任後の解除は、本人又は任意後見人は正当な事由のある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て解除することが出来ます。
  - ・ 任意後見人が、不正行為を行った場合には、家庭裁判所は本人、親族、任意後見監督人の請求により任意後見人を解任します。
  - ・ 法定後見に移行された場合。
 

実際には、任意後見契約が十分な支援が出来ない場合に法定後見に移行することになります。
  - ・ 本人又は任意後見人が死亡又は破産した場合。
- 法定後見と任意後見の優先順位。
  - ・ 任意後見が優先します。
 

その理由は、本人が健常者のうちに判断能力が不十分になったときに備えて任意後見契約を締結したのですから本人の自己決定を尊重することに有ります。
  - ・ 例外として法定後見が優先します。
 

例えば、代理権が任意後見契約ではもれていた場合、取り消し権の行使が必要になった場合には法定後見が優先します。
- 任意後見の利用形態。
 

任意後見を実行するには、① 任意後見契約の締結 ② 任意後見監督人の選任との2つの手続きが必要です。

この時間差の違いにより任意後見の利用の仕方として ① 将来型 ② 即効型 ③ 移行型 の3種類の形態があります。

  - ① 将来型 任意後見契約を締結しておき、本人の判断能力が低下した時点で任意後見監督人を選任して、その後に支援を開始します。
 

この場合、本人の判断能力の低下したことを把握することが問題となります。

本人が任意後見契約を締結したことを忘れてしまうことも有ります。
  - ② 即効型 軽度の認知症高齢者が任意後見契約を締結し、時間を置くことなく任意後見監督人の選任を申立て、支援を開始する利用形態です。
    - a 本人の判断力の低下の度合いにより、意思能力がないとして、後日、契約自体が無効になる可能性があります。
    - b 任意後見監督人が選任されて、後見を開始するときに、本人が理解

出来ずトラブルになることがあります。

c 上記の懸念から、法定後見である保佐開始、補助開始の申立てを進めるべきだとの意見があります。

③ 移行型 任意後見契約に加えて、「見守り契約」「任意代理契約」「死後事務委任契約」等を併せて結びます。

判断能力が正常なときは「見守り契約」「任意代理契約」を実行します。

判断能力が低下したときには、任意後見監督人を選任して任意後見契約に移行することを予定する利用形態です。

\* 本人の判断能力が低下しても任意後見契約に移行せず、本人の財産を不当に減少させる懸念があります。

\* 任意後見契約では任意後見人の報酬は個別契約で定めます。

このため、高額の報酬額が定められたり、日当加算が行われてしまう場合があります。

以上

後見制度に関する法律 平成12年4月1日施行

「民法の一部を改正する法律」

「任意後見契約に関する法律」

「後見登記等に関する法律」

民法第13条1項に定める 同意を要する行為。

1. 元本を領収し、又は利用すること。
2. 借財又は保証をすること。
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
4. 訴訟行為をすること。
5. 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
6. 相続の承諾若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
7. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承諾すること。
8. 新築、改築、増築、又は大修繕をすること。
9. 第602条（短期貸借）に定める期間を超える貸借をすること。